

令和3年度
第1回前橋市文化財調査委員会議

資 料

日時：令和3年7月1日（木）
午前10時～12時

(1) 報告・協議

①令和3年度文化財保護行政について

1 令和3年度 文化財保護課基本方針と重点施策

1 基本方針

第七次前橋市総合計画において、文化財施策の方向性を「文化財等に親しみ、郷土への愛着の心を未来へ繋げていきます」としています。

第2期前橋市教育振興基本計画では、目指す人間像を「多様な人と協働しながら、主体的・創造的に社会を創る人」とし、社会教育分野の中で、日常的に文化財や伝統文化に親しむ環境づくりや継承、地域に愛着を持てるような事業への取り組みを進めます。

こうした方針に基づき、文化財保護課では前橋の歴史的風土に根ざした伝統と文化を尊重し、広く市民に周知するとともに、郷土前橋を愛する心を育てるため、史跡等を保護して活用を促します。

目標達成に向けて、史跡等を適切に保存して整備を行うとともに、各種事業を実施して文化財の普及啓発を図るとともに、各種文化財を調査して新たな前橋の魅力発見につなげます。また、市民ボランティアの育成と活用や郷土芸能の継承推進に関する施策も行います。さらに、文化財施設の整備を計画的に行って、親しみ、学ぶ場の提供を進めます。

2 重点施策

(1) 史跡等の保存・整備及び活用の促進

- ・史跡の保護と活用のための指針となる保存活用計画の策定を進め、史跡を適切に保存して整備を行い、活用の促進を図る。
- ・史跡や文化財の環境整備を進め、市民の歴史学習や観光関連団体、事業者への情報提供などを通じ来訪者の歴史観光などの利便を向上させ、活用を促す。特に、国の重要文化財である臨江閣については、周知・PRなどに努める。
- ・国の重要文化財である阿久沢家住宅の耐震対策、臨江閣の防火対策の整備に向けた検討を進める。
- ・県史跡大胡城跡のガイダンス施設の開設に向け環境整備を進める。
- ・文化財の説明板や標柱等を計画的に、また企業の支援・協力や市民力の活用などにより整備を進め、文化財をわかりやすく、親しみやすいものとする。

(2) 文化財普及啓発事業の実施

- ・前橋・高崎連携文化財展、史跡探訪や文化財講座、新出土文化財展などの事業や展示施設での企画・展示、阿久沢家住宅などを活用した事業実施を通じ、文化財の普及啓発を図る。
- ・普及啓発事業は、効果的な事業内容や周知方法、展示施設それぞれの役割や機能に応じたものとなるよう検討して実施する。
- ・若年層への普及啓発を推進するため、学校への出張授業等を積極的に行う。
- ・歴史学習や歴史観光などに活用するため、文化財めぐりリーフレットを、わかりやすく魅力的なものにリニューアルする。

(3) 文化財調査の推進

- ・総社古墳群や上野国府など、各種の文化財の調査研究を、遺構の保存方法や活用を見据えながら進める。
- ・現地説明会を開催するなど各種文化財調査の成果を広く周知し、市民の理解や知的欲求を満たすとともに、新たな前橋の魅力の発見につなげる。

(4) 市民ボランティアの育成と活用

- ・文化財の市民解説ボランティア等を積極的に育成支援するため、史跡見学会や講座開設、自主活動への協力などボランティア組織の充実を目指して取り組む。
- ・市民解説ボランティア団体相互の情報交換やコーディネート機能の整備を進めるなど、活用を促進する。

(5) 郷土芸能の継承推進

- ・地域に伝わる伝統文化、郷土芸能の継承を推進するため、前橋市郷土芸能連絡協議会の活動を支援するとともに、保存会等の団体同士の情報交換・交流促進や郷土芸能大会を引き続き開催することで郷土芸能の発表の場を確保して、広く市民への周知及び伝統芸能等の継承を図る。
- ・郷土芸能の映像記録について、Webページの充実や学校・各種団体への積極的な紹介・貸出しを行うなど、学校や市民力を活用した連携を進めて伝統文化の継承に役立てる。

(6) 文化財施設の整備

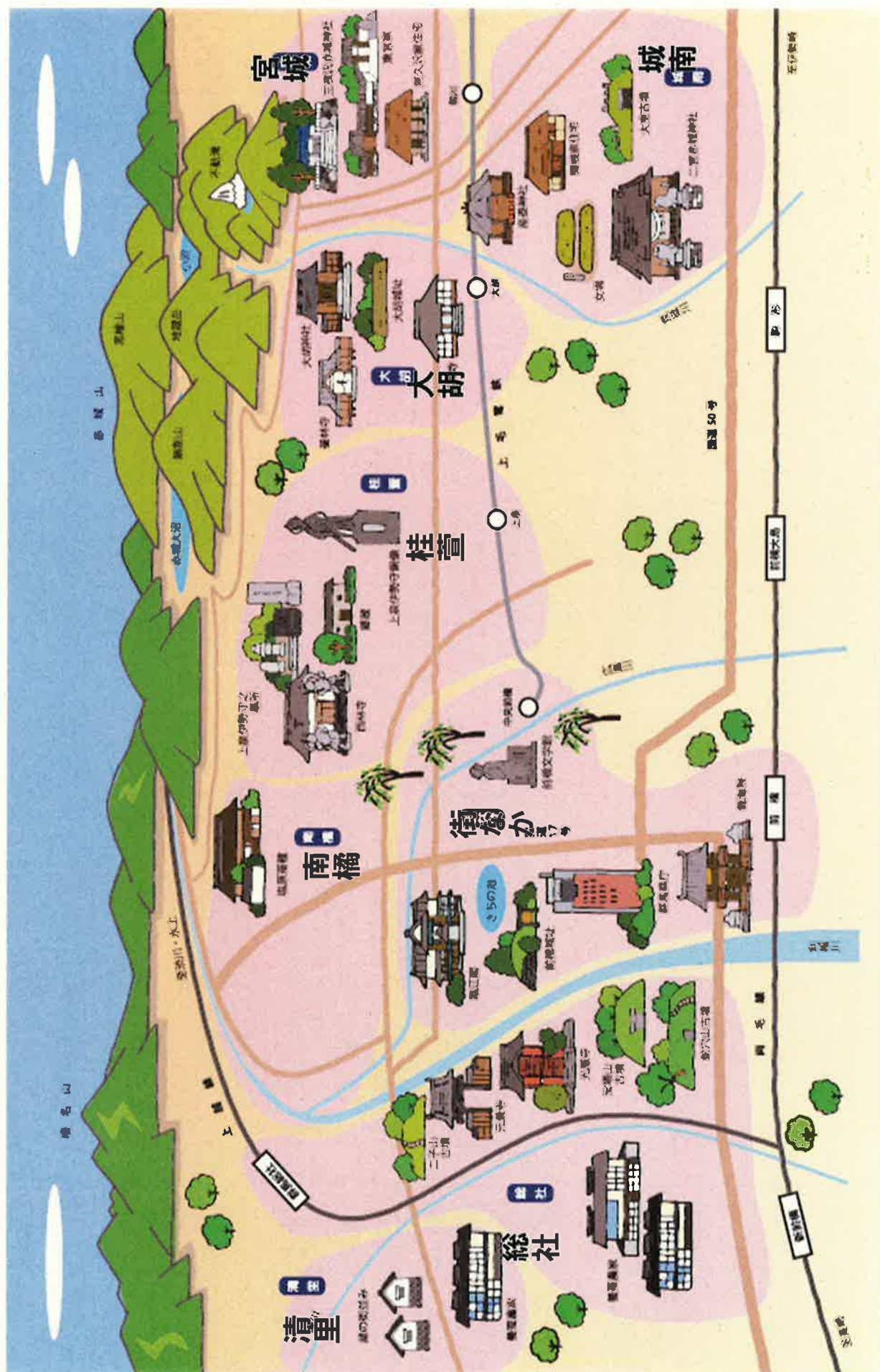
ア 文化財施設の整備

- ・貴重な歴史資料を後世に残す拠点、歴史学習・体験学習の拠点、文化財に関連する市民活動の拠点とするため、市域全体を対象とする観点からの施設整備について調査・研究を行う。

イ 文化財施設の管理

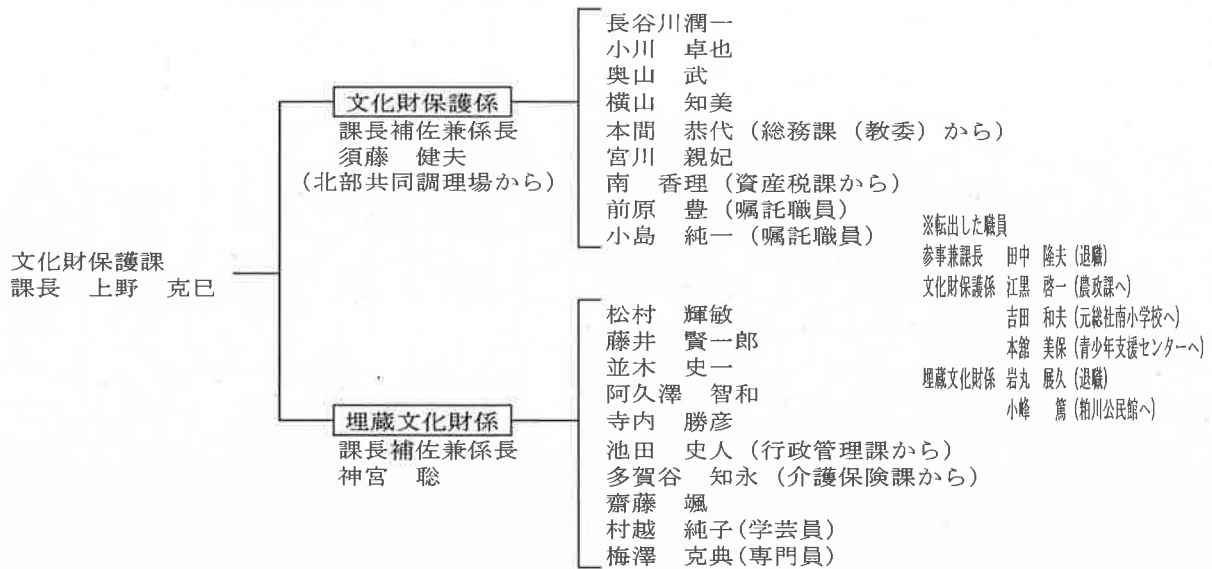
- ・文化財施設として適切な維持管理に努めるとともに、活用方法・内容についての検討を行い、それぞれの施設に応じた活用の促進を図る。

(7) 歴史的風致維持向上計画の策定について



「歴史空間をつないだ歴史回廊」のイメージ図（第2期歴史文化遺産活用委員会提言書）より）

2 文化財保護課執行体制



3 文化財保護事業の体系

管 理 文化財の保護・施設の管理	文化財保護管理運営事業	課運営・市指定文化財管理・文化財保護指導員の巡回
	国有文化財管理事業	天川二子山古墳・総社二子山古墳の管理 (見廻り看視・清掃)
	指定文化財管理事業	史跡等の管理 (清掃、除草、伐採等)
	文化財施設管理事業	所管する文化財施設 (蚕糸記念館、総社歴史資料館、大室公園民家園、粕川歴史民俗資料館、出土文化財管理センター、臨江閣、阿久沢家住宅、旧本間酒造等) の運営・維持管理
整 備 環境形成・特色ある地域づくり	市内指定史跡等整備事業	指定史跡の整備に係る調査・境界杭の設置・標柱・説明板の設置等
	文化財施設整備事業	所管する文化財施設 (蚕糸記念館、総社歴史資料館、大室公園民家園、粕川歴史民俗資料館、出土文化財管理センター、臨江閣、阿久沢家住宅、旧本間酒造等) の整備
調査・普及 文化財の継承・情報の提供・愛護精神の醸成・啓発	郷土芸能大会開催事業	郷土芸能に関すること
	文化財展開催事業	高崎市との連携文化財展の開催
	文化財普及啓発事業	古墳の教室・大室古墳イベントの開催・文化財探訪・パンフレット作成・出張授業
	文化財保存修理等補助事業	指定文化財等への補助
	文化財調査事業	文化財調査委員による文化財の調査及び文化財調査報告書の作成
埋蔵文化財 開発事業に伴う調整・記録保存・遺跡台帳・出土資料管理・市内遺跡や上野国府調査等	遺跡台帳整備事業	前橋市埋蔵文化財地図の更新と公開
	埋蔵文化財資料整備事業	発掘調査成果の利活用に向けた整備
	市内遺跡発掘調査等事業	各種開発に伴う埋蔵文化財の調査と保存指導
	上野国府等範囲内容確認調査事業	上野国府解明のための調査
	埋蔵文化財発掘調査委託事業	発掘調査の民間委託の促進
	調査成果の公開・普及事業	新出土文化財展、現地説明会の開催等

4 令和3年度 事業計画

	事業名	事業の内容	備考
文化財保護管理	文化財保護管理運営	文化財保護指導員によるパトロールの実施や、文化財保護に関する事業全般を行う。 県史協・全史協に関する業務を行う。	
	国有文化財管理	国有文化財である天川及び総社の二子山古墳を管理清掃し、両古墳の保護と活用を図る。	看視年間104日 草刈清掃を年2回実施
	指定文化財管理	古墳等史跡の除草等を実施し、史跡の維持管理を行う。	年間2～4回実施
	文化財施設管理	所管する下記施設の運営及び展示施設としての維持管理などを行う。 ○蚕糸記念館 ○総社歴史資料館 ○大室公園民家園 ○阿久沢家住宅 ○粕川歴史民俗資料館 ○出土文化財管理センター ○臨江閣 ○鳥羽收藏庫 ○旧本間酒造	○蚕糸記念館 4月1日～11月30日 土日祝日開館。12月以降休館(春・秋期は平日開館あり) ○総社歴史資料館 月曜、年末年始休館 ○大室公園民家園 4～11月 木金土日祝開館 12～3月 土日祝開館 (年末年始を除く) ○阿久沢家住宅 4～11月 木金土日祝開館 12～3月 土日祝日開館 (年末年始を除く) ○粕川歴史民俗資料館 月火・年末年始休館 ○臨江閣 月曜、年末年始休館
文化財整備	市内指定史跡等整備	史跡等の整備や文化財説明板等の補修・建替工事を行う。	岩神の飛石定点観測、各所説明板建替・書替
	文化財施設整備	所管する施設の整備を行う。	旧本間酒造環境整備、大室民家園東門等改修
文化財普及調査	郷土芸能大会開催	市民の郷土芸能に対する理解を深め、地域文化の高揚を図る。	
	文化財普及啓発	①出張授業 小学校に出向き、文化財に関する授業を行う。 ②普及資料作成 文化財めぐりパンフレットを作成する。 ③文化財探訪 市内の文化財めぐりを実施し、文化財に対する理解の増進を図る。 ④ボランティア養成講座 ボランティア解説員養成講座を開催する。 ⑤鏡づくり教室 体験学習等の教室を開催する。 ⑥赤城山ろく里山学校 阿久沢家住宅を活用した昔の暮らし体験等を実施する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため状況を注視し、実施の可否を検討する。
	文化財保存修理等補助	文化財の保存及び継承に必要な経費の補助や地域で文化財保護活動を推進している団体等に補助金を交付し、文化財の保護と当該団体等の組織の強化を図る。	年間
	文化財調査	市内に所在する文化財を調査し、基礎的資料を得るとともに、年報を刊行する。 文化財調査委員会を開催し、文化財の保存と活用、指定のための審議等を行う。 総社古墳群、蚕糸業等に係る調査を行う。	7月1日 第1回会議 2月2日 第2回会議 市内の文化財調査

	事業名	事業の内容	備考
埋	遺跡台帳整備	・前橋市遺跡分布地図に新たなデータを加えるために、実施済みの現地踏査のデータと既存の発掘調査遺跡のデータの統合・分析を行い、地図の更新を行う。 ・発掘調査遺跡のデータについては、カード・台帳の修正・更新を進め、市内埋蔵文化財の基礎データとして保管し活用を図る。	通年
	埋蔵文化財資料整備	・埋蔵文化財発掘調査成果を閲覧、貸出し、展示、リファレンス等に活用できるよう、鳥羽収蔵庫収蔵資料の整備を進める。 ・上野国府周辺の既調査遺跡の調査データを整理して、上野国府の解明に資すると共に、出土文化財資料の活用の充実を図る。	通年
	市内遺跡発掘調査等	・事前協議(年間約2,800件) 市内の各種開発等に関わる遺跡の保護・保存の協議や各種届出に係る対応、及び開発予定地内の埋蔵文化財の照会に対する回答を行う。 ・試掘確認調査(年間約40件) 市内の各種開発に先立ち、包蔵状況を確認するため試掘調査を実施する。 ・緊急調査・立会い(年間約30件) 市内の開発等に伴う埋蔵文化財の緊急発掘調査や工事等の立会調査を、随時、市内各所で行う。 ・埋蔵文化財の発掘調査の実施 ○上細井中西部遺跡群の発掘調査 ○元総社蒼海遺跡群の発掘調査	通年 通年 通年 6月下旬～10月下旬 6月上旬～1月下旬
文	上野国府等範囲内容確認調査	・上野国府の範囲及び内容を解明するため、平成23年度から確認調査を実施している。今年度は第3期5ヶ年計画の1年目にあたり、これまでの調査成果を踏まえて上野国府の解明に向けた調査を実施する。また、調査成果を広く市民等へ周知するため現地説明会を開催する。	6月上旬～ 確認調査 7月下旬 上野国府等調査部会 上野国府等調査委員会 2月下旬 上野国府等調査委員会
	埋蔵文化財発掘調査委託	関係各課や民間開発者からの依頼により埋蔵文化財発掘調査に係る費用の積算や調査の監督、及び完了検査等の監理業務を行う。 ・区画整理課関係の発掘調査(元総社蒼海・落合遺跡群) ・西善中内産業用地造成に伴う発掘調査 ・その他民間開発に伴う発掘調査	通年
財	調査成果の公開・普及	・発掘調査の結果を市民に広く公開するため、必要に応じて現地説明会や展覧会を実施する。 ・発掘調査報告書の刊行により、調査成果の公開を図るとともに、小・中学生向けに「いせきワールド・in・前橋」、一般向けに「まえばし地下マップ」の各リーフレットを作成・配布する。 ・出土文化財資料の貸出しや展示等を通じて、調査成果の活用と市民への還元を図る。	上細井現地説明会:10月 新出土文化財展:11月下旬～12月中旬頃 発掘調査報告書、リーフレットの刊行 資料貸出:随時

(1) 報告・協議

②令和3年度文化財調査委員会活動計画について

令和 3 年度文化財調査委員会活動計画について（案）

- | | | |
|------|--|-------------------|
| 1 会議 | 第 1 回文化財調査委員会議 | 令和 3 年 7 月 1 日（木） |
| | 第 2 回文化財調査委員会議 | 令和 4 年 2 月 2 日（水） |
| 2 調査 | 市内文化財調査
（塩原家住宅・塩原佐平家文書、沼の窪のザゼンソウ、他） | |

市内文化財調査（案）

○市内文化財調査

- ・天然記念物調査（能登委員、須永委員）
市内所在の天然物の確認調査 他
- ・建造物の調査（村田委員、岡田委員）
市内所在の建造物の確認調査 他
- ・史跡の調査（能登委員、右島委員、須永委員）
市内所在の史跡の確認調査 他
- ・市内古文書等調査（岡田委員、能登委員）
市内所在の文書の確認調査 他
- ・有形文化財、無形民俗文化財調査等
（能登委員・右島委員・村田委員・岡田委員、須永委員）
市内所在の確認調査 他

塩原家文書 目録分類一覧表

大項目	中項目	小項目	年代	点数
田口村・南橘村・勢多郡	近世文書		享保14年～明治3年	18
	近代文書		明治7年～明治20年	142
塩原家	土地		明治12年～昭和59年	119
	経営		明治18年～昭和53年	123
	家計		明治8年～昭和57年	31
	交際		明治12年～昭和51年	106
	信仰		明治9年～明治40年	43
	教育文化		明治33年～昭和39年	68
	普請		明治29年～平成13年	10
蚕種業	塩原家の蚕種経営		明治28年～昭和27年	227
	刀川蚕種組合		明治33年～昭和5年	58
	刀川蚕種共同施設組合		昭和15年～昭和20年	32
	刀川蚕種協同組合南橘製造所		昭和21年～昭和32年	62
	塩原蚕種株式会社	製造・販売	昭和32年～昭和58年	149
		経営・帳簿	昭和29年～平成11年	220
		建築・設備	昭和25年～昭和57年	71
		雇用・給与	昭和21年～昭和61年	101
	蚕種業団体		明治16年～昭和55年	61
	刊行物		明治19年～昭和58年	123
	合 計			1,764

『塩原蚕種の建造物と文書』（2019）より

< 参 考 > 調査一覧

実施年度	市内文化財調査	県外視察調査
昭和 55 年	旧元総社村役場関係資料	新潟県柏崎方面
56 年	龍蔵寺町加々美家文書	千葉県房総風土記の丘ほか
57 年	酒井家史料	栃木県宇都宮方面
58 年	酒井家史料	千葉県佐倉方面
59 年	大興寺	長野県佐久市方面
60 年	大興寺	新潟県上越市方面
61 年	源英寺・東照宮	埼玉県川越市方面
62 年	元景寺	長野県東部町方面
63 年	光巖寺・昌楽寺	栃木県大田原・黒羽方面
平成元年	光巖寺	山梨県甲府市方面
2 年	光巖寺	新潟県村上市方面
3 年	大室神社・湯清寺・観昌寺	茨城県石岡市方面
4 年	慈照院・無量寿寺	福島県会津若松市方面
5 年	産泰神社	富山県富山市方面
6 年	龍海院	神奈川県横浜市方面
7 年	禅養寺・西光寺	東京都青梅方面
8 年	円満寺・極楽寺	茨城県古河市・栃木県佐野市方面
9 年	善光寺・乗明院	千葉県富津市方面
10 年	長昌寺・樹木（井出上神社のシイ等）	埼玉県行田市方面
11 年	孝顕寺・祝昌寺・樹木（ムクノキ等）	栃木県栃木市・那須郡方面（ 宮崎県 ）
12 年	龍蔵寺・樹木（長見寺のもっこく等）	（隔年実施のため実施せず）
13 年	宝禅寺・樹木（片貝家のタブノキ等）	新潟県六日町・十日町
14 年	日輪寺・樹木（善勝寺のモミ等）	（隔年実施のため実施せず）
	昌楽寺の天狗岩用水水下図	
	福德寺の梵鐘	
15 年	光運寺・樹木（附小のクスノキ等）	東京都国分寺市方面
	万代橋の錦絵及び版木	
16 年	釈迦尊寺・植野稻荷神社	（隔年実施のため実施せず）
	樹木（橋林寺のケヤキ等）	
17 年	長善寺・青梨子町文化財・	
	立石諏訪神社の獅子舞	長野県長野市松代方面
18 年	新市域所在の市指定文化財調査	
	大胡地区、宮城地区（馬場・大前田）、	（隔年実施のため実施せず）
	粕川地区	
19 年	新市域所在の市指定文化財調査	
	宮城地区（三夜沢・苗ヶ島・柏倉・市之関・	
	鼻毛石）	埼玉県川越市・入間市方面
	江田鏡神社の獅子舞	
	樹木（大胡神社のムクロジ等）	
20 年	二宮赤城神社太々神楽	
	平和町雷電神社の山車	
	樹木（大穴のブナ、天川大島の松並木）	（隔年実施のため実施せず）
	大胡・宮城・粕川地区市指定文化財に関	
	する意見交換会・協議	

< 参 考 > 調査一覧

実施年度	市内文化財調査	県外視察調査
21 年	富士見地区指定文化財調査 樹木（横室の大カヤ、西大室町のクワ、 珊瑚寺のキササゲ） 建造物（養林寺山門、平和町雷電神社の 山車） 遠見山古墳 愛宕山古墳 荒砥 1 号墳 養林寺山門 暴れ獅子 上新田雷電神社太々神楽 宮城地区視指定文化財再現地調査	(隔年実施のため実施せず)
22 年	○樹木調査（大室公園のコナラ、敷島小 のカイの木、横室の大カヤ、井出上神社 のシイ） ○建造物調査（赤城神社惣門、歌舞伎舞 台、産泰神社、旧アメリカンボード宣教 師館、臨江閣本館、総社神社） ○市内文化財調査 飯玉神社太々神楽 ○前橋市指定文化財検討会議（名称・種 別等について）	栃木県 足利市（樺崎寺、足利学校等）
23 年	○東日本大震災により被災した指定文化 財の緊急調査（石灯籠） ○樹木調査（横室の大カヤ、時沢の夫婦 マツ、梅花藻、児童文化センターのシダ レソメイヨシノ、極楽寺の千年ケヤキ、 ○井出上神社のシイ、大室公園のコナラ） ○建造物調査（大興寺本堂、二宮神社社 地内建造物） ○市内文化財調査 上泉の獅子舞 石灯籠 二之宮の式三番叟 鉄鑄六十二間筋兜黒漆浅葱素懸威最上伍 枚胴具足 建造物再調査（大興寺本堂再調査）	(隔年実施のため実施せず)
24 年	○児童文化センターシダレソメイヨシノ 調査 ○樹木調査（阿久沢家住宅北側屋敷林植 生調査、鳥居峠のヒカリゴケ、時沢の夫 婦マツ、横室の大カヤ、小屋原のトチノ キ） ○考古資料調査（産泰神社所蔵考古資料） 建造物調査（町田家、田村家、北爪家、 長谷川家） ○歴史資料調査（寒河江家所蔵調査「前 橋御城絵図面」等）	下仁田町 長野県佐久市方面

< 参 考 > 調査一覧

実施年度	市内文化財調査	県外視察調査
25 年	○車両衝突により損壊した指定文化財の緊急調査及び確認調査（稲里の馬頭観世音立像） ○樹木調査（嶺小学校跡地のフジ、嶺小学校跡地のイロハモミジ、時沢の夫婦マツ、横室の大カヤ、須賀の園のフジ、荻窪神社のイロハモミジ、永明小学校のエメタセコイア、永明小学校のイチョウ） ○建造物調査「養蚕農家等」（定方家、坂部家、上泉諏訪神社） ○大平縄文住居跡遺構にかかる確認調査	(隔年実施のため実施せず)
26 年	○建造物調査（都丸家住宅調査：伝小栗上野介邸） ○建造物調査（塩原蚕種） ○樹木調査（時沢の夫婦マツ、横室の大カヤ、大胡神社のムクロジ、西大室町公民館のオハツキイチョウ、井出上神社のシイ） ○建造物調査（大徳寺総門、旧大竹煉瓦蔵） ○建造物調査（都丸家住宅調査：伝小栗上野介邸） ○建造物調査（都丸家住宅調査：伝小栗上野介邸）	・太田市（中島知久平邸） ・伊勢崎市（田島弥平旧宅） ・埼玉県深谷市（中の家、清風亭、誠之堂、日本煉瓦株式会社旧製造施設）
27 年	○樹木調査（音羽倶楽部クワの木） ○建造物調査（旧本間酒造店舗兼主屋、旧本間酒造酒蔵及び釜屋、旧大竹酒造煉瓦蔵） ○構造物調査（旧大竹酒造煉瓦蔵） ○構造物調査（旧大竹酒造煉瓦蔵） ○歴史資料調査（前橋城絵図等 38 点） ○天然記念物調査（市内天然記念物） ○古文書調査（大徳寺所蔵文書 54 点）	(隔年実施のため実施せず)
28 年	○樹木調査 （沼の窪のザゼンソウ） ○建造物調査 （如意寺地藏堂、大徳寺総門解体修理状況）	埼玉県川越市 ・安井政章（与左衛門）墓 埼玉県川島町 ・川島の鳥羽井堤 ・廣徳寺大御堂 ・遠山記念館

＜参 考＞調査一覧

実施年度	市内文化財調査	県外視察調査
29 年	○樹木調査 (沼の窪のザゼンソウ・苗ヶ島のソメイヨシノ)	(隔年実施のため実施せず)
	○建造物調査 (飯土井公民館)	
	○建造物調査 (小暮旧一の鳥居)	
30 年	1 樹木調査	長野県上田市
	①横室の大カヤ【国天然】	・旧常田館製糸場【国重文 他】
	②時沢の夫婦マツ【県天然】	・旧常田幼稚園【国登録建造物】
	③沼の窪のザゼンソウ【市天然】	・信州大学繊維学部講堂・資料館【国登録建造物】
	④三夜沢のブナ【市天然】	・上田蚕種協業組合事務所【国登録建造物】
	⑤赤城神社参道松並木	・旧宣教師館【市指定建造物】
	⑥桂萱小のアカメヤナギ	
	⑦昌楽寺の大ツバキ	
	2 古文書等調査	
	①前橋市立図書館所蔵	
	・典籍前橋藩松平家記録(405点)【県重文】	
	・酒井家史料(129点)【市重文】	
	・前橋祇園祭礼絵巻(2巻)【市重文】	
	・前橋藩酒井家前橋城絵図ほか関係資料(20点)【市重文】	
	・市史編纂資料(6点)【市重文】	
	・指定文化財以外の市史編纂資料及び市内各家別の古文書群など	
	②無量寿寺所蔵	
	・地藏菩薩立像【市重文】	
	・十一面観音立像【市重文】	
	③慈照院所蔵	
	・千手観音坐像【市重文】	
	・山門礎石底面刻銘	
	④堀下の仏像群【市有形民俗】	
	⑤佐渡ヶ嶽澤右衛門の墓	
	3 建造物調査	
	①旧アメリカン・ボード宣教師館【県重文】	
	②旧関根家住宅【市重文】	
	③上泉郷蔵【県史跡】	
	④三栄惣糸	
	⑤池田惣糸	
令和元年	実施なし	(隔年のため実施せず)

< 参 考 > 調査一覧

実施年度	市内文化財調査	県外視察調査
令和2年	○建造物調査 前橋東照宮【未指定】 ○樹木調査 三夜沢のブナ【市天然】 月田のモチノキ【県天然】 沼の窪のザゼンソウ【市天然】	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず

(1) 報告・協議

③市内文化財調査報告

河原浜杵薬師の杵樹林について

所在地 河原浜町 143
指定年月日 昭 4 4 年 6 月 2 7 日 天第 8 号
所有者 応昌寺 河原浜町 393
調査日 令和 3 年 4 月 5 日 (月)

R3. 3. 12

・課員による樹勢調査。立ち枯れたものや以前に枯損したものはあったものの、新しく枯損したものはなかった。

R3. 4. 5

- ・ 応昌寺世話人代表より電話。倒木を除去してよいかとの問い合わせ。
- ・ 文化財保護指導員のパトロール報告では、「3/16 枯木あり」との記載。
- ・ 現地を確認したところ、生育中のものや枯れたものも含め、大小の 9 本の杵 (A～I) の樹木を確認。
- ・ 9 本のうち F とした薬師堂北東の杵が、根本で二股に別れたうち、東に伸びたものが新たに枯損していた。一部が腐食し、生きていた部分が重みに耐えきれず折れたものとみられる。ただ、完全に断ち切れたわけではなく、つながっている部分もある。
- ・ 倒木が隣地に入り込んでしまっているため、根元を残して枯損部を撤去しても構わないと回答。ただし、枯損があった樹木は根元で 2 本に分かれており、生きている箇所を妨げることがないよう指導。

杵樹林の状況

○立ち枯れているものもあり、葉には白い斑点が目立つ。全体的に樹勢は衰えている。

- A：大木。立ち枯れている。
B：小木。西半は葉をつけていない。
C：小木。樹勢は良好。
D：大木。根元で二股に分かれ、東側に伸びるものは葉をつけていない。
E：大木。根元で二股に分かれ、南側に伸びるものは枯損。
F：大木。根元で二股に分かれ、東側に伸びるものは新しく枯損。
G：大木。根元で二股に分かれ、西側に伸びるものは枯損。
H：中木。根元で二股に分かれ、樹勢は良好。
I：小木。樹勢は良好。





柊 A



柊 B



柊 C



柵D



柵E



柵F①



柁F②



柁G



柊 H



柊 I

日輪寺町菅原神社現地調査について

調査日：令和3年6月10日（木）13：30～14：30

参加者：日輪寺町自治会副会長・菅原神社氏子総代

文化財保護課 小島・奥山・小川

経緯：日輪寺町自治会より連絡があり、菅原神社本殿の屋根の修理を考えているため、一度現地を見てもらいたいとの依頼があった。

概要：入口には造立年（天明3年）・造立者（萩原与三郎）の銘がある鳥居が置かれる。

：拝殿は明治17年(?)建立との記録があるが、虹梁彫刻には造立者や彫刻者等の銘はナシ。

：昨年度拝殿の屋根の塗装修理を実施。

：幣殿は後世に修理したもの。

：記録はないものの、地元では本殿は江戸中期までさかのぼるとされる。本殿内には創建年代を記すものは見当たらなかった（今回は天井裏の様子は確認できなかった）。

：本殿の彫刻装飾など幕末期とされる神社建築と似通っている。

：本殿の屋根は瓦葺で、漆喰で飾られる。

：本殿は瓦葺の屋根のため、当初修理して屋根の修理を考えていたが、細工が立派なため、根固めのモルタルがはがれた基礎の固定や、痩せて外れてしまった部材の楔の交換、屋根の漆喰の補修を考えている。

：文化財指定は可能かとの問いがあったが、現状では難しいと回答。

：今後由緒が分かるようなものが見つかるなどしたら連絡をもらえるよう依頼。



本 殿



拝 殿

沼の窪のザゼンソウについて

指定年月日 平成7年10月1日 市天第13号

富士見町赤城山沼の窪市有林内

令和3年5月5日（水）奥山

- ・ヌタ場に大きな変化は見られなかった
- ・ザゼンソウの総数は 目視で概算150程度（大きな減少は無し）
- ・ザゼンソウの数は、湿地より、樹木の間の乾いた土地に多く見られた
- ・以前と変わらず入口は封鎖されていた
- ・ヌタ場の一部にカプサイシンを散布した
- ・令和2年度に雑種（オタカラコウ等）の除草を行った
エリアについて、大きな変化は見られなかった



←湿地部分

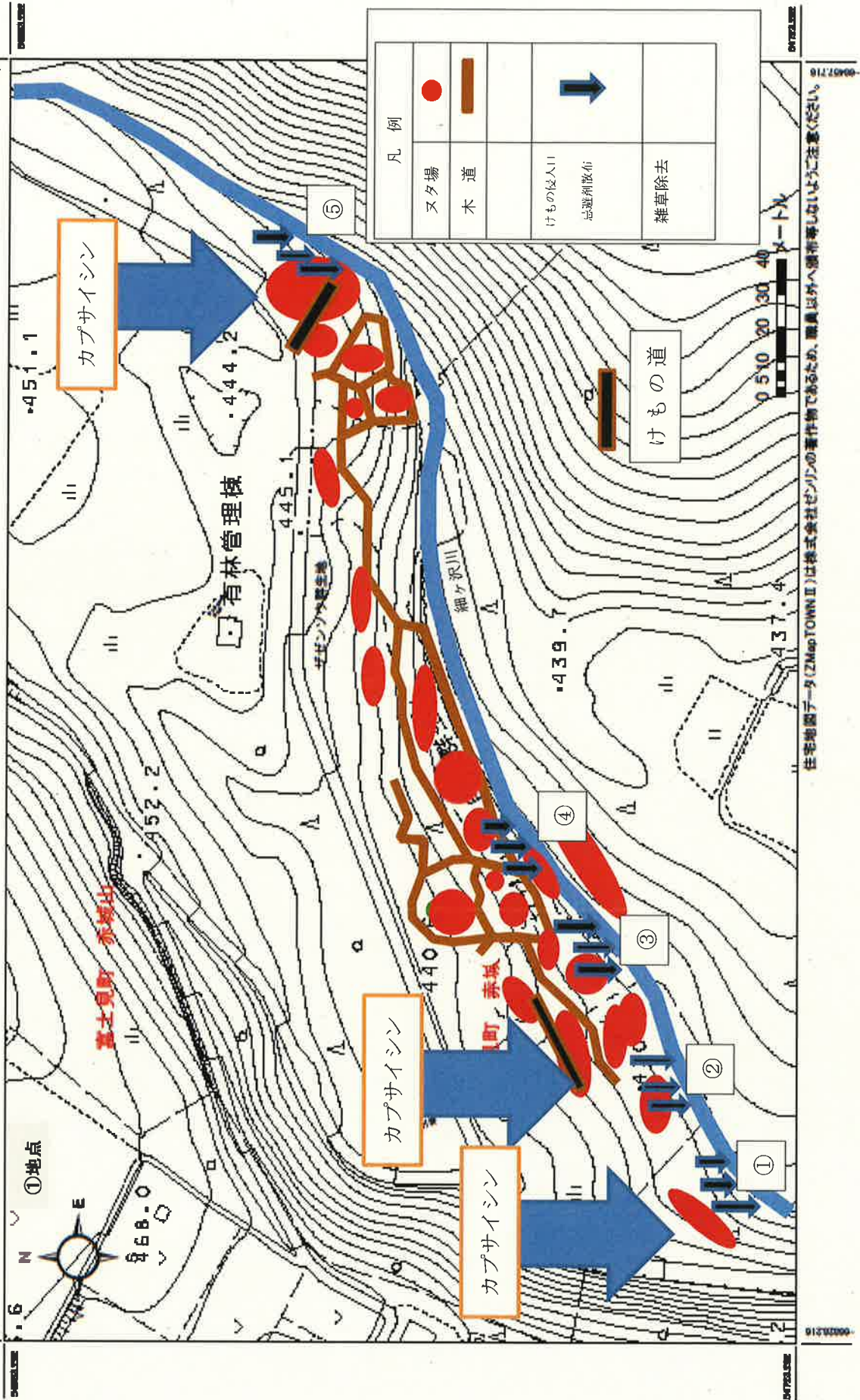


←樹木の間等の方がザゼンソウが多い。

沼の窪のザゼンソウ状況図

(令和3年5月5日現在)

1/1500



(2) 主な事業および事業計画

- ①令和3年度総社古墳群範囲内容確認調査事業
- ②令和3年度上野国府等範囲内容確認調査事業
- ③令和3年度上細井中西部地区土地改良に伴う発掘調査事業
- ④前橋城大手門公開整備計画
- ⑤史跡八幡山古墳用地取得計画
- ⑥塩原家住宅防災施設整備事業
- ⑦重要文化財臨江閣保存活用計画策定事業
- ⑧重要文化財阿久沢家住宅耐震対策整備計画
- ⑨市内文化財のリスト化について

①令和３年度総社古墳群範囲内容確認調査事業について

1 文化財の概要

名称および指定日 国指定史跡 総社二子山古墳（昭和２年４月８日）
宝塔山古墳（昭和１９年１１月１３日）
蛇穴山古墳（昭和４９年１２月２３日）
市指定史跡 王山古墳（昭和５９年３月１２日）
遠見山古墳（平成２２年３月１９日）
（未指定） 愛宕山古墳

2 調査を必要とする理由

総社古墳群は、榛名山から東南方向に広がる裾野の末端、現利根川の西岸に南北約４ｋｍに分布する古墳群で、５世紀後半から７世紀後半にかけて連綿と築かれた。未指定の愛宕山古墳を含めて順次公有化を進め、除草や清掃等の日常管理を行っている。また、標柱および説明板の設置を進め、普及啓発活動を行っている。

総社古墳群の各古墳について、これまで散発的な調査を行っているものの、継続的な調査が行われていない。今後総社古墳群総体として史跡の適切な保存と活用を図るためには、兆域など各古墳の様相の把握が必須である。総社古墳群の基礎的なデータ収集を目的として、平成２９年度より範囲内容確認調査を実施している。今年度は史跡宝塔山古墳および史跡蛇穴山古墳の調査を実施予定である。

3 事業の概要

事業名	総社古墳群範囲内容確認調査事業
事業主体	前橋市
事業費	３，２１０，０００円（令和３年度）
実施期間	平成２９年度～令和５年度
調査対象	史跡宝塔山古墳・史跡蛇穴山古墳
実施方法	国庫および県費補助を受けて実施する。

4 委員会名称

総社古墳群調査検討委員会

委員 右島和夫（群馬県立歴史博物館特別館長）
林部 均（国立歴史民俗博物館副館長）
山本孝文（日本大学文理学部教授）

5 現況写真等



総社古墳群の分布



宝塔山古墳



蛇穴山古墳

②令和3年度上野国府等範囲内容確認調査事業について

1 調査期間

発掘調査：令和3年6月1日から令和3年10月31日まで（予定）

2 調査予定地および調査面積

トレンチ	住所	調査面積	調査の目的
75	元総社町 2105-1・2106-1	220 m ²	礎石建物跡等の確認
76	元総社町 2019-8	48 m ²	礎石建物跡等の確認
77	元総社町 2104・2105-2	64 m ²	礎石建物跡等の確認
78	元総社町 1956-1	20 m ²	北側区画溝の確認
79	元総社町 2348	20 m ²	北側区画溝の確認
合計		372 m ²	

3 調査目的

（1）宮鍋神社周辺の確認調査（75～77トレンチ）

宮鍋神社周辺では、令和2年度までに礎石建物跡（掘込地業）7棟、掘立柱建物跡4棟が検出されている。宮鍋神社周辺の未調査区域において、未発見の礎石建物跡や掘立柱建物跡が存在する可能性が高いことから、宮鍋神社周辺において礎石建物跡や掘立柱建物跡の有無を確認する。

（2）宮鍋神社周辺地域における北側区画溝の確認（78・79トレンチ）

前述のとおり、宮鍋神社周辺には礎石建物跡や掘立柱建物跡が複数検出され、これら建物群が属する施設の区画溝と考えられる古代の大溝が検出されている。しかし、北側区画溝に該当する遺構が検出できていないことから、その検出を目的として確認調査を実施する。

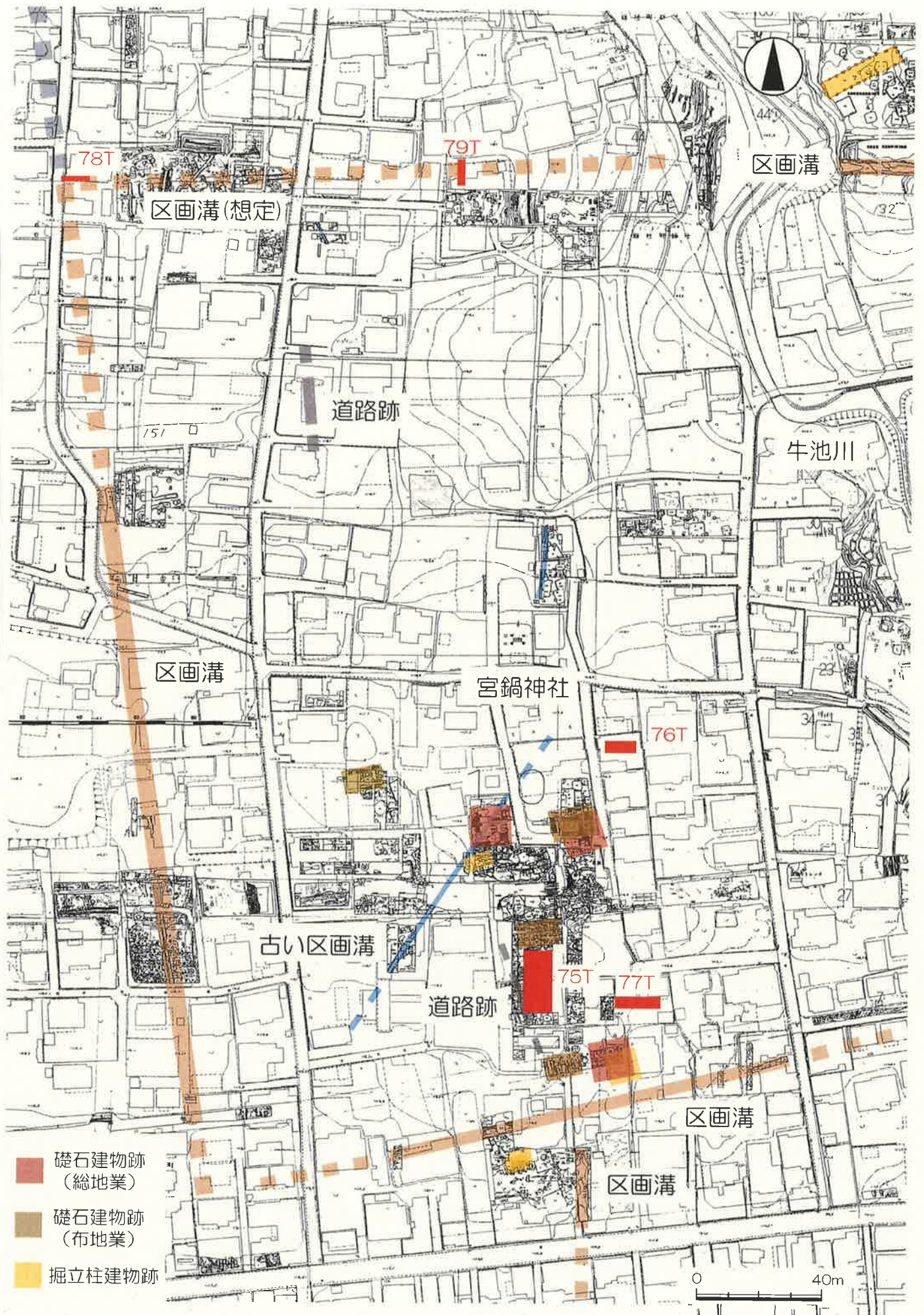
4 調査費用

7,286,000円（国庫および県費補助事業）

5 委員会名称

上野国府等調査委員会

委員 梅澤重昭（元前橋市文化財調査委員）
須田 勉（元国土舘大学文学部教授）
前沢和之（館林市史編さん専門委員）
右島和夫（群馬県立歴史博物館特別館長）
松田 猛（群馬地域文化振興会常務理事）
林部 均（国立歴史民俗博物館教授）



③上細井中西部地区土地改良事業に伴う発掘調査事業について

1 事業概要

事業名	上細井中西部地区土地改良事業
遺跡名称	上細井中西部遺跡群No.4（遺跡コード：3B24）
調査箇所	前橋市上細井町、青柳町地内（発掘調査位置図参照）
調査期間	令和3年6月23日～令和4年3月18日（予定）
調査面積	10,016㎡ （内訳） D工区 2区 3,539㎡ 3区 1,734㎡ 4区 4,743㎡
事業費	34,000,000円
調査目的	上細井中西部地区土地改良事業に伴う道・水路部分および切土等の造成工事により、遺構の現状保存が困難な範囲を記録保存する。

2 令和3年度の調査について

上細井中西部遺跡群は5か年計画で調査を予定しており、本年度は4年目になる。本年度の調査は、上武国道以北、赤城白川東側のD工区（2～4区）で調査を実施する。

D工区2区は、昨年度の発掘調査で、奈良・平安時代の集落が確認されているが、縄文時代の遺構調査が未済であるため、縄文土器が集中して出土している範囲を中心に2面目の発掘調査を行う。

D工区3・4区は、試掘調査の結果、縄文時代および古代の竪穴住居跡等が確認されているため、2区で検出された集落の広がりが確認できるものと想定される。

令和3年度(農山)県営水利施設等整備事業(畑地帯担い手育成型)
上細井中西部地区 埋蔵文化財発掘調査業務委託 位置図

図面番号1





令和2年度
C工区

平成30年度
A工区

令和3年度
D工区

令和元年度
B工区

令和3年度上細井中西部地区
埋蔵文化財発掘調査図



埋蔵文化財調査

試掘番 号	工区番 号	面積 (㎡)	備考
①	2	3,539	
②	3	1,734	
③	4	4,743	
計		10,016	

 調査区域

DⅡ区

CⅡ区

D-3工事

C-4工事

C-1

記号	説明
①	調査区域
②	調査区域
③	調査区域
④	調査区域
⑤	調査区域
⑥	調査区域
⑦	調査区域
⑧	調査区域
⑨	調査区域
⑩	調査区域
⑪	調査区域
⑫	調査区域
⑬	調査区域
⑭	調査区域
⑮	調査区域
⑯	調査区域
⑰	調査区域
⑱	調査区域
⑲	調査区域
⑳	調査区域
㉑	調査区域
㉒	調査区域
㉓	調査区域
㉔	調査区域
㉕	調査区域
㉖	調査区域
㉗	調査区域
㉘	調査区域
㉙	調査区域
㉚	調査区域
㉛	調査区域
㉜	調査区域
㉝	調査区域
㉞	調査区域
㉟	調査区域
㊱	調査区域
㊲	調査区域
㊳	調査区域
㊴	調査区域
㊵	調査区域
㊶	調査区域
㊷	調査区域
㊸	調査区域
㊹	調査区域
㊺	調査区域
㊻	調査区域
㊼	調査区域
㊽	調査区域
㊾	調査区域
㊿	調査区域

区画番号	区画名称	面積(㎡)	備考
1	調査区域	3,539	
2	調査区域	1,734	
3	調査区域	4,743	
4	調査区域		
5	調査区域		
6	調査区域		
7	調査区域		
8	調査区域		
9	調査区域		
10	調査区域		
11	調査区域		
12	調査区域		
13	調査区域		
14	調査区域		
15	調査区域		
16	調査区域		
17	調査区域		
18	調査区域		
19	調査区域		
20	調査区域		
21	調査区域		
22	調査区域		
23	調査区域		
24	調査区域		
25	調査区域		
26	調査区域		
27	調査区域		
28	調査区域		
29	調査区域		
30	調査区域		

④前橋城大手門公開整備計画について

1 石垣発見に至る経緯

令和3年1月19日、本町一丁目4番1外の再開発事業地内において、工事中に大きな石が出土したと文化財保護課に連絡があった。現地確認を行ったところ石垣の石である可能性があるため、工事を一時中断し、確認調査を実施した。

令和3年2月10日から18日にかけて、確認調査を実施したところ、地表下約1.5mから、石垣が姿を現した（写真「前橋城大手門石垣」）。前橋城絵図による位置から、酒井雅楽頭時代の大手門石垣の一部である可能性が高いことが判明した。石垣1個の大きさは、幅約110cm、高さ約80cmである。石垣の南側は堀に面しており、堀跡の土中から、三つ巴紋の軒丸瓦を含む大量の瓦が出土した。（写真「出土した瓦」）

2 石垣の公開に向けて

現在、石垣は埋め戻しを行い、現状保存されている。

石垣の公開に向け再開発事業者と協議を行った結果、南側から石垣を見せることができるように、石垣の上に人工地盤を設置することとなった。石垣を公開するには南側隣接地の買収、発掘調査も必要となる。

3 今後の予定

人工地盤工事（令和3年8月末頃施工予定）

人工地盤工事に伴い基礎部分の発掘調査を実施する。基礎部分は狭小（約6.5㎡）であるため、立会調査になる場合もある。

○位 置



○写 真



前橋城大手門石垣【左：東から、右：南東から】



出土した瓦

⑤史跡八幡山古墳用地取得計画について

1 文化財の概要

種別・名称	史跡 八幡山古墳
指定履歴等	史跡指定 昭和24年 7月13日 文部省告示第159号 追加指定 昭和55年3月・平成15年8月・令和2年3月
所 在	前橋市朝倉町四丁目9-3ほか
指定面積	22,663.84㎡
内訳 公有地	22,076.84㎡
民有地	513.00㎡

2 用地取得を必要とする理由

史跡八幡山古墳は東日本最大の前方後方墳で、全国でも第4位の大きさを誇る。周囲に広がる朝倉広瀬古墳群でも最古の古墳で、本県の古墳時代成り立ちを知るうえでも重要な古墳である。史跡の適切な保存を図るため、段階的に本史跡の公有化を進めてきた。現在は都市公園用地として市民の憩いの場となり、歴史学習の場としての利活用を図っている。

取得を予定しているのは、前方部西側の周堀に当たる箇所、古墳西端の範囲が確認できる重要な場所であり、地権者の同意を得て令和2年3月に史跡の追加指定がなされた。本史跡の周辺は相当に宅地化が進んでおり、史跡の確実な保護を図るため、早急な公有化が必要である。

3 事業の概要

取得予定地	前橋市朝倉町四丁目9-10ほか1筆
面 積	513㎡
地 権 者	2名
予定年度	令和4年度
実施方法	国庫および県費補助を受けて実施予定。



取得予定地



西側周堀より墳丘を望む

⑥塩原家住宅防災施設整備事業について

1 文化財の概要

名 称 重要文化財（建造物）塩原家住宅
所 在 地 群馬県前橋市田口町472番地1
登 録 日 令和元年12月27日

2 事業名

（1）塩原家住宅 耐震予備診断

（2）塩原家住宅 防火設備整備

（2）は、塩原家住宅の重要文化財指定により、消防法上、自動火災報知設備・消火器の設置が必要となったもの。

3 事業の進捗

（1）耐震予備診断

令和3年3月に実施した。（主屋・裏蔵）

予備診断実施者：特定非営利活動法人 景観建築研究機構

○主屋 判定「ウ」 判定範囲ア～ウ

建造物の根本的な修理（補強を含む。）、又は使用方法の見直しが必要になる可能性が高く、速やかに耐震基礎診断を実施する必要がある。

○裏蔵 判定「イ」 判定範囲ア～ウ

建造物本来の構造的な健全性を回復するための措置（簡単な応急的補強を含む。）、または管理・活用方法の改善措置を行う必要がある。

今後の対応

現状は所有者・居住者である塩原家が住居として居住し、当面の間、非公開であり、地震時の危険性と避難方法を認識しており、人的危険性が低い。基礎診断、補強の実施時期は、所有者の意向も尊重しながら検討していく。



(2) 防火設備整備

所有者・居住者である塩原家、消防署、文化庁、群馬県等と協議を行いながら、整備計画を進めた。

消火器については、令和3年2月に設置が完了した。(主屋・裏蔵・稲荷社)

自動火災報知設備設置工事については、令和3年度の7月下旬頃から着工、8月に完了予定となっている。(主屋・裏蔵)

同工事費については、塩原家負担になるが、国・県・市から補助金が支出される。

3 令和3年度 防火対策工事の概要

事業名	塩原家住宅 自動火災報知設備設置事業
事業主体	塩原京子(所有者・居住者の代表者)
実施期間	令和3年7月下旬から8月末頃まで(予定)
実施方法	国・県・市の補助を受け、塩原家主体で実施する。
事業効果	火災時に迅速に対応し、重要文化財の損傷を最小限に抑える。



塩原家住宅 主屋

延べ面積 1005.78㎡



塩原家住宅 裏蔵

延べ面積 99.38㎡

⑦重要文化財臨江閣保存活用計画の作成について

1 経緯

臨江閣は、平成29年7月で、別館について耐震工事を含む修復整備事業が完了した。しかし、別館の一部（女子トイレ）については、平成の改修工事で不備部分の改修ができていない。また、本館や茶室については、令和2年に一部改修工事を実施しているものの、耐震改修等の事業が未実施である。さらには、臨江閣として、防火対策・防火工事等も未実施の状態であることなど、課題が残されている。

これらの課題を解決するための第一歩として、平成25年に策定された「臨江閣保存管理計画書」を増補改訂し、臨江閣全体を対象とした保存活用計画を策定して、本館・茶室の耐震計画や臨江閣全体の防火計画などを盛り込んだものとする事としたい。

2 事業の概要

事業主体	前橋市
実施期間	令和3年度～令和4年度
実施方法	当面市単費事業として実施する。

3 委員会

策定にあたっては、先の整備事業で委嘱した整備委員に加え、新たに文化財の防火対策等を専門とする委員を委嘱して新しい整備委員会を立ち上げ、委員会の指導助言の下に事業を進めたい。



別館北面

本館南面

⑧重要文化財阿久沢家住宅耐震対策整備計画について

1 文化財の概要

名 称 阿久沢家住宅
所 在 地 群馬県前橋市柏倉町604-1
指 定 日 昭和45年 6月17日

2 事業を必要とする理由

阿久沢家住宅は、北関東地域の平地における古民家の好例として昭和45年に国の重要文化財の指定を受けた建造物である。平成21年度の耐震予備診断により基礎診断が必要との指摘を受けている。このため、耐震基礎診断を実施し、その後必要な措置を講じることにより、安全・安心な利活用の推進を図る。

3 耐震診断

令和元年度～2年度にかけ、（公財）建造物保存技術協会に委託して耐震基礎診断を実施した。目視による破損の有無の確認や実測、建物の周辺での地盤調査を行い、調査結果を基に構造診断を行った結果、目標とした耐震性能よりも不足していることが判明した。このため、令和2年度に補強工事案の策定を行った。

4 補強工事の概要

耐震工事 開口部が少なく、耐力壁となる土壁が多いことから、屋根にステンレスブレースを設置し、水平構面の補強を行う。

雑 工 事 木部補修：脱落した登り梁の仕口補修。
竹簀子・天井解体復旧
：補強材を取り付けるため一旦解体し、補強材の取り付け後に復旧。

土壁補修：脱落している土壁の部分補修。

予定年度 令和4年度

実施方法 国庫補助および県費補助を受けて実施予定。

5 現況写真等



外 観



文化庁調査官による現地指導

⑨市内所在文化財のリスト化について

1 経過

過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、(中略)未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備することが必要となっている（「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」平成31年3月）。

これを踏まえ、平成30年の文化財保護法の改正により、都道府県による文化財保存活用大綱や、市町村が作成する文化財保存活用地域計画等が制度化された。群馬県では令和2年3月に「群馬県文化財保存活用大綱」を策定している。

本市では、都市計画部局により歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の策定に着手している。一方文化財保護部局としては、令和元年度より既指定文化財の種別確認や未指定文化財のリスト化の検討を始め、令和2年度には市内各地区で委嘱している文化財保護指導員からの未指定文化財の推薦を受けている。ただ、未指定文化財の網羅的な把握に至っておらず、悉皆的な調査が課題となっている。このため、段階的にリスト化し、その後滅失の有無などの追跡調査を行いたい。

2 リストアップ項目

群馬県史収録の文化財や、県立文書館実施の県史資料追跡調査結果、県実施の各種文化財調査、県教育文化振興事業団実施の祭行事調査、本市実施の建造物調査や近代和風建築調査、樹木調査、民俗調査報告書等を基礎データとし、種別ごとにリスト化する。

- ・ 建造物（建築物・石造物・土木構造物等）
- ・ 彫刻・工芸品
- ・ 古文書・典籍
- ・ 考古資料・歴史資料
- ・ 郷土芸能、祭行事
- ・ 天然記念物（動物、植物、地質鉱物等）
- ・ 遺跡

ほか

【例】H23近代和風建築悉皆調査(民家建築)

中央地区

地区名	A	町名	所在地 本番	所在地 後番	台帳 床面積	用途主用 区分	構造 主体	屋根	地上建築 階数	建築 年号	所有者漢字氏名	所有者住所	調査日	地番・ 住所	有無	建物 評価	屋敷 構造	保存 状態	改修 痕跡	備考
A	1	岩神町 一丁目				専住一般用	木造	瓦	1	昭和 18			10/9	地	○	B	A	B	有	増築
A	2	岩神町 一丁目				専住一般用	木造	金属板	1	昭和 11			10/9	地	×					建替え
A	3	岩神町 一丁目				土蔵一般用	土蔵造	瓦	1	明治 44			10/9	地	○	B	A	A	有	外壁
A	4	岩神町 一丁目				併用住一般	木造	金属板	2	昭和 03			10/9	地	○	C	C	C	有	外壁 (100年以上経過)
A	5	岩神町 一丁目				専住一般用	木造	金属板	1	大正 09			10/9	地	×					建替え
A	6	岩神町 一丁目				専住一般用	木造	金属板	1	大正 03			10/9	地	×					取り壊し
A	7	岩神町 一丁目				専住一般用	木造	瓦	2	昭和 06			10/7	地	○	B	B	B	有	外壁、サッシ、2階増築
A	8	岩神町 一丁目				専住一般用	木造	瓦	2	明治 17			10/7	地	○	A	A	A	有	外壁、サッシ
A	9	岩神町 一丁目				専住一般用	木造	金属板	1	明治 36			10/5	地	×					建替え
A	10	岩神町 一丁目				専住一般用	木造	金属板	1	明治 34			10/5	地	×					建替え
A	11	岩神町 一丁目				専住一般用	木造	瓦	2	明治 36			10/7	地	×					更地
A	12	岩神町 一丁目				専住一般用	木造	瓦	2	明治 14			10/7	地	○	B+	B	B	有	外壁、一部サッシ、増築
A	13	岩神町 一丁目				専住一般用	木造	金属板	1	大正 12			10/7	地	×					建替え
A	14	岩神町 一丁目				専住一般用	木造	瓦	1	大正 10			10/9	地	×					建替え
A	15	岩神町 一丁目				専住一般用	木造	瓦	2	明治 34			10/9	地	○	A	A	A	有	屋根、一部外壁、サッシ、増築、門、蔵
A	16	岩神町 三丁目				専住一般用	木造	瓦	2	昭和 07			10/5	地	×					建替え
A	17	岩神町 三丁目				専住一般用	木造	金属板	1	昭和 18			10/5	地	○	B	C	B	有	外壁、サッシ、2階増築
A	18	岩神町 三丁目				専住一般用	木造	金属板	1	大正 15			10/5		?					所在地不明
A	19	岩神町 三丁目				専住一般用	木造	金属板	1	昭和 07			10/5	地	○	C	C	C	有	サッシ
A	20	岩神町 三丁目				専住一般用	木造	瓦	2	大正 13			10/5	地	○	B	B	A	有	外壁、サッシ、2階増築

【例】H23近代和風建築悉皆調査(寺院建築)

地区名	寺院名	町名	番地	寺社名	本尊・祭神	構造主体構造	屋根	建築年号	建築年	代表者	調査日	有無	建物評価	屋敷構え	保存状態	改修痕跡	備考
A	1	昭和町二丁目		浄土宗 森厳寺	阿弥陀仏	RC造	フラット				9/10	○	B	B	B	有	1867年川越より移る、建替え
A	2	住吉町一丁目		曹洞宗 橋林寺	観世音菩薩	ブロックRC造	瓦				9/10	○	A	A	A	有	本堂RC造、中堂ブロック造、小堂(多宝堂?)ブロック造
A	3	平和町二丁目		記教団真言宗八葉派 高野山心願寺		木造	鉄板				9/10	○	B	B	B	有	
A	4	平和町二丁目		在家日蓮宗浄風会 群馬支部		木造	瓦				9/10	○	B	B	B	有	集会所
A	5	城東町二丁目		曹洞宗 教徳寺		木造	銅板				9/10	○	A-	C	A+	有	増築部はB-
A	6	大手町一丁目		浄土真宗本願寺派 清光寺		木造	瓦				9/10	○	A	A	A	有	
A	7	大手町三丁目		曹洞宗 源英寺		木造	瓦				9/10	○	B	B	B	有	
A	8	表町1丁目		真宗大谷派 大泉寺		RC造	陸屋根				9/13	○	B	B	B	有	
A	9	千代田町三丁目		浄土宗 大蓮寺		RC造	銅板				9/10	○	A+	A	A	有	本堂昭和49年再建、辨財天堂は平成2年再建
40	10	千代田町三丁目		真宗大谷派 妙安寺		RC造	瓦				9/10	○	A-	A	A	有	太子堂、石道の蔵有り、近年再建されたようである。
A	11	千代田町五丁目		天台宗 明聞寺							9/10	×					現在駐車場になっている。
A	12	紅雲町一丁目		曹洞宗 長昌寺		RC造	瓦				9/13	○	B	B	A	有	
A	13	紅雲町二丁目		曹洞宗 龍海院		木造	瓦				9/13	○	A	A	A	有	アルミサッシ、文政の時代に建立
A	14	本町三丁目		曹洞宗 松竹院		RC造	銅板				9/13	○	A	B	B	有	昭和20年の空襲により焼失、昭和39年再建
A	15	本町三丁目		日蓮宗 永寿寺		RC造	銅板				9/13	○	B	B	B	有	境内に玉姫稲荷神社有り
A	16	朝日町一丁目		曹洞宗 洞祥寺高岑院	釈迦牟尼仏	木造	瓦				9/10	○	A+	A+	A+	無	昭和62年に増改築
A	17	朝日町四丁目		曹洞宗 孝顕寺		木造	銅板				9/13	○	B	B	B	有	
A	18	文京町三丁目		本門仏立宗 本勝寺		RC造	銅板				9/13	○	B	B	B	有	
A	19	文京町四丁目		浄土宗 大慶院		木造	瓦				9/13	○	B	B	B	有	
A	20	文京町四丁目		天台宗 天王寺		木造	瓦				9/13	○	B	B	B	無	
A	21	三河町一丁目		真言宗智山派 成田山清浄院							9/10	×					現在駐車場になっている
A	22	南町一丁目		曹洞宗 冷泉院	釈迦牟尼仏	RC造	銅板				9/13	○	B	B	B	有	

【例】H23近代和風建築悉皆調査(神社建築)

地区名	神社	町名	番地	寺社名	本尊・祭神	構造・主体構造	屋根	建築 年号	建築 年	代表者	調査 日	有無	建物 評価	屋敷 構造	保存 状態	改修 痕跡	備考
A	1	岩神町二丁目		稻荷神社(観民稻荷)	倉稻魂命	木造	瓦 銅板				9/10	○	A	A	B	有	酒井忠孝の別荘 観民亭が名前の由来
A	2	国領町一丁目		琴平宮	大物主命	RC造	瓦				9/10	○	B	B	B	有	前橋大空襲で焼失昭和33年建立
A	3	敷島町		小石神社		RC造	銅板				9/10	○	B	B	B	有	前身は八坂神社、昭和46年千代田町4丁目より遷営
A	4	昭和町三丁目		岩神稻荷神社	倉稻魂命	木造	銅板				9/10	○	A	A	A	有	岩の神様を祀る。
A	5	住吉町二丁目		愛宕神社	火産靈神	木造	銅板				9/10	○	A	A	A+	有	昭和52年再築、外観も状態が良い 造りがしっかりしている
A	6	平和町一丁目		雷電神社	火雷命	木造	銅板				9/10	○	A	B	B	有	
A	7	城東町二丁目		諏訪若御子神社	健御名方命	木造	瓦				9/10	○	B+	B	B+	有	その場しのぎ的改修
A	8	城東町四丁目		金光教前橋教会							9/10	○	C	C	B	無	住宅の一部かもしれない
A	9	若宮四丁目		飯玉神社	保食命	木造	瓦				9/10	○	A-	A-	A	有	石神社、菅原神社の社有り、一部下屋改修
A	10	若宮一丁目		稻荷神社(寄居稻荷神社)	倉稻魂命	木造	瓦				9/10	○	B+	C	A-	有	外壁、稻荷としての佇まいはA
A	11	大手町三丁目		東照宮	源朝臣徳川家康公	木造	銅板 瓦				9/10	○	A	A	A	有	
A	12	千代田町一丁目		神明宮	大日靈尊	木造	瓦				9/10	○	A	A	B	有	川越より移築、同じ境内に稲荷神社Aを祀る
A	13	千代田町三丁目		熊野神社	櫛御氣野命	RC 木造	銅板				9/10	○	A-	B	B+	有	改修工事が終了 外壁 吹付け仕上
A	14	千代田町四丁目		小石神社	須佐之男命						9/10	×					移す。一般の人は立ち入り禁止の為評価出来ず。
A	15	千代田町五丁目		稻荷神社(萱町出世稻荷神社)	宇迦之御魂神	木造	瓦				9/10	○	B+	B-	A-	無	
A	16	紅雲町二丁目		巖島神社	市杵島姫命	木造	瓦				9/13	○	B	B	B	有	
A	17	本町二丁目		八幡宮	品陀和氣命	RC造	瓦				9/10	○	B+	B+	A-	無	
A	18	六供町		八幡宮(六供八幡)	品陀和氣命	木造	銅板				9/13	○	B	B	B	有	明治4年改築、昭和40年に屋根を葺替え。
A	19	朝日町一丁目		尾曳稻荷神社	倉稻魂命	木造	鉄板葺重				9/10	○	B	B-	B+	有	屋根
A	20	文京町二丁目		八幡神社	品陀和氣命	木造	瓦				9/13	○	B	B	B	有	

【例】H23近代和風建築悉皆調査(教会建築)

地区名	教会名	番地	教会名	本尊・祭神	構造・主体構造	屋根	建築年号	建築年	代表者	調査日	有無	建物評価	屋敷構え	保存状態	改修痕跡	備考
A	1 昭和町三丁目	12-6	日本バプテスト前橋教会		鉄骨	鉄板				9/10	○	B	B	B	有	
A	2 平和町一丁目	11-13	日本基督教団前橋中部教会		鉄骨	瓦				9/10	○	B	B	B	有	
A	3 日吉町二丁目	4-4	福音伝道教団前橋キリスト教会							9/10	×					移転し建替えたと思われる。
A	4 大手町三丁目	5-18	日本基督教団前橋教会		木	RC造 スレート				9/10	○	B	B	A	有	前橋聖マツテア教会の設計者と同じ
A	5 千代田町一丁目	4-22	前橋ハリストス正教会		木造	鉄板				9/10	○	B	B	B	有	
A	6 千代田町三丁目	5-16	救世軍関東連隊							9/10	○	B-	C	B+	無	
A	7 朝日町三丁目	20-20	前橋キリスト教会		RC造	銅板				9/13	○	B	B	B	有	
A	8 文京町一丁目	3-6	イエスキリスト前橋教会		木造	鉄板				9/13	○	B	B	B	有	
	9 大手町二丁目	14-6	前橋カトリック教会	カトリック	RC造	銅板				9/10	○	A	A	A	有	ステンドグラスが良い
	10 大手町三丁目	10-6	前橋聖マツテア教会							9/10	○	A	A	A	有	1951年建替え、日本基督教団前橋教会と同じ設計者
B	1 山王町	6-2	セントラルバプテスト教会							9/10	×					建替え
B	2 下川町	27-2	聖光キリスト教会							9/10	×					建替え
C	1 鳥取町	827-6	芳賀チャペル前橋キリスト教会		木造	瓦				9/6	○	C	C	A		新しい
C	2 上泉町	818	大峰バイフルホーム・前橋上泉教会		木造	瓦				9/6	○	C	C	A		新しい
J	1 小暮	1721-1	富士見シオンキリスト教会		鉄造	瓦				8/18	○	C	B	C	無	昭和50年台建設か

【例】前橋市近代化遺産調査

平成2・3年度調査

令和3年5月24日現在

No.	番号	名称	所在地	分類	種類	構造	造年代	備考
1	1371	海津医院	大手町2-9-15	医療	医院	木造平屋		洋館付き住宅で洋館が診察室
2	1373	旧六本木医院	大手町2-10-11	医療	医院	木造2階		結核の専門医であった。かなり以前に廃業。
3	1327	高柳医院	若宮町1-4-12	医療	医院	木造2階	1923	一部改装あるがよく残る。前橋最古の洋風医院？
4	1374	松山医院	大手町2-4-5	医療	医院	木造2階	1925	現在の使用中。古い設備も一部残る。
5	1175	旧勸業銀行担保倉庫（現ろば屋）	本町2-3-5	金融	倉庫	煉瓦2階	1903	勸業銀行担保倉庫として生糸を保管。現在は食堂。
6	1211	旧安田銀行担保倉庫	住吉町2-10-2	金融	倉庫	煉瓦2階	1912	登録有形文化財。乾蔵倉庫。事務所も同年代。現前橋商品市場。
7	1205	旧群馬銀行（現（株）石田）	住吉町1-3-11	金融	倉庫	煉瓦コンクリ		群馬銀行用に改築。前橋空襲で屋根が抜けた後修理。
8	1326	旧群馬銀行石倉支店	下石倉13-5	金融	店舗	△木造2階	1921	
9	1296	J R 上越線群馬総社駅本舎	総社町榎野588	交通	駅舎	木平厚スル	1921	131.7㎡
10	1300	J R 両毛線駒形駅本舎	小屋原町1130-1	交通	駅舎	木平厚スル	1925	162.3㎡
11	1321	岡崎商店給油スタンド（可搬式）	駒形町1130-1	交通	給油器製鉄			戦前に購入。現在も調子悪いが可動。
12	1347	J R 両毛線第1増田橋梁	下増田	交通	橋梁	煉瓦アーチ	1889	単線
13	1348	J R 両毛線第2増田橋梁	下増田	交通	橋梁	煉瓦アーチ	1889	単線
14	1349	J R 両毛線小屋原橋梁	小屋原町	交通	橋梁	鉄筋コンクリ	1899	単線。RCは表面のみか？
15	1327	J R 上越線第2中堀橋梁	江田町	交通	橋梁	I形桁鉄橋	1921	下り
16	1329	J R 上越線午頭川橋梁	総社町	交通	橋梁	鉄上路板桁	1921	下り
17	1328	J R 上越線馬村橋梁	江田町（高崎市扱い）	交通	橋梁	I形桁鉄橋	1922	下り
18	1284	泉沢橋	泉沢町字向原	交通	橋梁	床版橋	1925	鋼橋
19	1283	赤城橋	上細井町字上町	交通	橋梁	桁橋	1927	RC橋。T桁。

【例】樹木調査一覧(H10～R2)

No.	調査年	名称(通称)	所在地	樹高(m)	目通し(m)	根回り(m)	枝張り東西(m)	枝張り南北(m)	樹齢(約年)	備考
1	H10	井上神社のシイ (市天)	飯土井町甲 井上神社	16	3.6	-	-	-	200～300	県内では自生しない樹木
2	H10	産泰神社のヒロハス ギ	下大屋町569 産泰神社	27	2.6	-	-	-	200	落雷後、根本で伐採
3	H10	産泰神社のヒイラギ (キンモクセイ)	"	13 (12)	1.2 (1.8)	-	-	-	-	モクセイとヒイラギが根本で合わさっている
4	H10	石井家のクスノキ (市天)	元総社町2221	27.5	6.4	-	-	-	320	約320年前、伊勢神宮より苗をもらい移植したと言われる
5	H10	明神神社のイチヨウ	千代田町一丁目13 神明神社	18	1.8	-	-	-	-	-
6	H10	八幡宮のイチヨウ	本町二丁目1-2 八幡宮	17.5	6.2	-	-	-	伝え800	何度が落雷を受けている
7	H10	飛石稲荷神社のイ チョウ	昭和町三丁目29 飛石稲荷神社	24.5	3.4	-	-	-	-	枝が切り落とされている
8	H10	八坂神社のイチヨウ	文京町4丁目1 八坂神社	14	3.2	-	-	-	-	-
9	H10	大徳寺のクロマツ	小相木町91 大徳寺	22.5	3.2	-	-	-	300～400	クロマツ特有な勇壮な姿
10		春日神社のクロマツ	上佐鳥町374 春日神社	22.5	2.9	-	-	-	100	-
11	H10	春日神社のクロマツ	"	25	3.4	-	-	-	-	-
12		春日神社のクロマツ (裏西)	"	26	2.9	-	-	-	-	-
13		春日神社のケヤキ (裏東)	上佐鳥町374 春日神社	30	5	-	-	-	300～400	-
14	H10	春日神社のケヤキ (裏西)	"	33	3.8	-	-	-	-	-
15		春日神社のケヤキ (裏東)	"	22	4.5	-	-	-	-	-
16	H10	総社神社のイチヨウ	元総社町2377 総社神社	21	2.6	-	-	-	-	-
17	H10	田口神社のヒイラギ	田口町448 須川家墓地	12	2	-	-	-	-	-
18	H10	飛石稲荷のエンキ	昭和町三丁目29 飛石稲荷神社	12	3.4	-	-	-	-	-
19	H11	桃井小学校のイチヨ	大手町二丁目16 桃井小学校	19	3.1	-	-	-	200	幹の途中が一度折れている
20	H11	(旧)教育資料館の けやき	大手町二丁目16 (旧)教育資料館	23	3.65	-	-	-	-	東は、道路側に枝張り
21		前橋公園のニレ①		23	3.7	-	-	-	250	-
22	H11	前橋公園のニレ②	大手町三丁目16 前橋中央児童遊園	16.5	3.4	-	-	-	250	ハルニレ
23		前橋公園のニレ③		21	3	-	-	-	250	-
24	H11	県民会館のムクノキ	日吉町一丁目10 県民会館	18.5	4.4	-	-	-	150	南側の道路枝張り分は伐採
25	H11	観民稲荷神社のク ロマツ	岩神町二丁目21 観民稲荷神社	23	3.6	-	-	-	250～300	こぶ病有り。西側の道路枝張り分は伐採
26	H11	群馬中央総合病院 のけやき	紅雲町一丁目7 群馬中央総合病院	29	4.1	-	-	-	350	町中では珍しい大きな木
27		須賀の園のフジ①		2	幹周0.95	-	-	-	200	棚には病気はない。一部幹には、根頭癌腫病があるが重いものではない。開花
28		須賀の園のフジ②		2	幹周1.35	-	-	-	200	期に樹勢等をもう一度調査する。
29	H11	須賀の園のフジ③	西片貝町5丁目22 須賀の園	2	幹周1.25	-	-	-	200	-
30		須賀の園のフジ④		2	幹周0.95	-	-	-	200	-
31		須賀の園のフジ⑤		2	幹周0.9	-	-	-	200	-
32		須賀の園のフジ⑥		2	幹周0.9	-	-	-	200	-
33	H12	荻窪神社のイロハカ エデ	荻窪町甲187-1 荻窪神社	16.5	2.2	-	-	-	200	10m高付近、枝が折れた跡がある
34	H12	荻窪神社のイチヨウ	荻窪町甲187-1 荻窪神社	24.5	3	-	-	-	200	下枝6本が途中切断してある

No	地域分類	文書分類	保管状況	名称	総点数	所有者	所在地	調査 年月日	所在番 号 (県史編 纂)	備考
1	旧市	寺社	13 公	寄託 15 (県歴博)	妙安寺文書	435		3591221	0-6-1	※詳細目録は「妙安寺一谷山記録・寺宝」(前橋市蔵)参照 ※総点数の内訳は次の通り。 古文書 331点 記録 26点 書画 什宝 78点 ※江戸以前 点 ※江戸時代 点 ※明治以降 点
2	旧市	武家	12 個	11 個人保管	蟻川博家文書	224		3540326	0-6-2	※224点全て江戸時代の文書
3	旧市	寺社	13 公	16 個人保管(東前橋八幡宮文書)		5		3600122	0-10-1	※江戸時代以前 2点 江戸時代 3点
4	旧市	一般	11 個	11 個人保管	森川和男家文書	8		3590406	0-13-1	※江戸時代以前 2点 明治以降 6点
5	旧市	武家	12 個	11 個人保管	多加谷一男文書	17		3591218	0-20-1	※江戸時代 8点 明治以降 9点
6	旧市	一般	11 個	11 個人保管	前田和男家文書	110		3600129	0-20-2	※江戸時代 107点 明治以降 3点 袋一括とされるものが110点中5点
7	旧市	寺社	13 個	12 個人保管	孝顕寺	126		3591217	0-21-1	※江戸時代 114点 明治以降 12点
8	旧市	武家	12 個	11 個人保管 (寒河江まき家保管)	岩倉良家文書	97		3580307	0-31-1	※寒河江まき家に保管されている ※江戸時代以前 なし 江戸時代 74点 明治以降 23点
9	旧市	他	11 個	11 個人保管	藤井新兵衛家文書	298		3580526	0-35-1	※商人文書 ※資料内訳 冊 166点 状 115点 第二回調査分 17点 なお、昭和58年8月までに整理された資料は「第1集 横浜関係史料 所在目録 群馬県その1」(昭和58年11月刊)に収録されている。
10	旧市	他	11 個	11 個人保管	渋谷弥平衛家文書	12		3591220	0-35-2	※江戸時代 10点 明治以降 2点
11	旧市	寺社	11 個	12 個人保管	橋林寺文書	58		3600122	0-35-3	※江戸時代 50点 明治以降 8点
12	旧市	一般	11 個	11 個人保管	松井隆一家文書	187		3600405	0-35-4	※江戸時代 139点 明治以降 48点(年代確認できるもののみ) うち「一括」扱い1点
13	旧市	一般	11 個	11 個人保管	皆川茂家文書	105		3600114	3-36-1	※江戸時代 105点 明治以降 なし
14	旧市	一般	1 個	11 個人保管	三川郁子家文書	7		3591201	0-39-1	※江戸時代 6点 明治以降 1点
15	旧市	一般	11 個	11 個人保管	高田博夫家文書	4		3591217	0-39-2	※江戸時代 3点 明治以降 1点
16	旧市	武家	12 個	11 個人保管	多加谷登家文書	28		3600114	0-39-3	※江戸時代 24点 明治以降 4点 うち「一括」扱い1点
17	旧市	一般	11 個	11 個人保管	飯塚昭司家文書	115		3591218	0-42-1	※江戸時代 110点 明治以降 5点 うち「一括」扱い 3点
18	旧市	一般	11 個	11 個人保管	岩淵栄子家文書	2		3600107	0-48-1	※江戸時代 81点 明治以降 48点
19	旧市	一般	11 個	11 個人保管	丸山知良家(可免屋文書)文書	129		3570909	0-53-1	※江戸時代
20	旧市	一般	11 個	11 個人保管	丸山和良家(上泉村組頭文書)文書	147		3570909	0-53-1	※江戸時代
21	旧市	一般	11 個	11 個人保管	岩田松七郎家文書	4		3590911	0-79-1	※自治会系持ちまわり
22	旧市	区有	14 個	13 自治会系持ち 1 自治会所有文書	下沖町自治会所有文書	2		3590911	0-80-1	※江戸時代 水帳

【例】民俗芸能調査一覧

	民俗芸能の名称	伝承地	旧市町村	伝承団体名	上演期日	指定	伝承状況			備考	伝承状況		補足説明 等
							H8	H20 状況	H25 状況		H30	状況	
1	産泰神社太々神楽	下大屋	前橋市	産泰神社太々神楽保存会	4月18日	市			順調		順調		
2	二宮赤城神社太々神楽	二之宮	前橋市	二之宮町無形文化財保存会	1月1日・4月15日	市			順調		順調		
3	片貝神社太々神楽	西片貝	前橋市	片貝神社太々神楽保存会	1月13日・4月第2日曜日	市			順調		順調		
4	大峯神社太々神楽	嶺	前橋市	大峯神社太々神楽保存会	6月八十八夜				順調		順調		
5	春日神社太々神楽	上佐鳥	前橋市	上佐鳥町自治会・同保存会	5月3日	市			順調		順調		
6	植野稲荷神社太々神楽	総社植野	前橋市	植野稲荷神社太々神楽保存会	4月第1日曜日	市			順調		順調		
7	飯玉神社太々神楽	後閑	前橋市	飯玉神社太々神楽保存会	4月第1日曜日・4月第2日曜日(山王日枝神社)				順調		順調		
8	総社神社太々神楽	元総社	前橋市	総社神社太々神楽保存会	3月15日	市			順調		順調		
9	雷電神社太々神楽	上新田	前橋市	雷電神社太々神楽保存会	4月8日(春の例祭)				順調		順調		
10	駒形神社太々神楽	駒形	前橋市	駒形町太々神楽保存会	4月中旬				順調		順調		
13	泉沢の獅子舞	泉沢	前橋市	泉沢町郷土芸能保存会(泉沢町自治会)	4月上旬	市			順調		順調		
	上泉の獅子舞	上泉	前橋市	上泉獅子舞保存会	10月21日	市			順調		順調		
	野良犬獅子舞	清野	前橋市	清野町野良犬獅子舞保存会	10月中旬	市			順調		順調		
14	立石諏訪神社の獅子舞	総社植野	前橋市	諏訪神社立石獅子舞保存会	10月5・6日(秋元歴史まつり)	市			順調		順調		
15	総社神社上宿町獅子舞	元総社	前橋市	総社神社上宿町獅子舞保存会	(3/15)		中断中	中断中	C		順調		
16	江田鏡神社の獅子舞	江田	前橋市	江田町獅子舞保存会	10月8日(隔年)	市			順調		順調		
17	西善の獅子舞	西善	前橋市	西善町獅子舞保存会	7月土用の3日目				順調		順調		
18	日枝神社神楽様(獅子舞)	東善	前橋市	日枝神社獅子舞保存会	7月25日に近い日				順調		順調		
19	堤町獅子講	堤	前橋市	堤町自治会	7月第3日曜日				順調		順調		
20	富田の祇園囃子	富田	前橋市	富田町郷土芸能保存会	4年毎4月1日付近の土・日曜日				順調		順調		
21	片貝の祇園囃子	東片貝	前橋市	東片貝町祇園囃子保存会	8月初旬(町内納涼祭)				順調		順調		
22	駒形上町の祇園	駒形	前橋市	駒形町上町若獅子会	7月28・29日				順調		順調		

【例】祭り行事調査一覧表

祭り・行事名	所在地	旧市町村	期日	組織	祭り・行事概要	指定	伝承状況			テーマ	備考	伝承状況		補足説明 等
							H12	H20	H25			H30	状況	
1 西善の神楽廻し	西善町(上阿家地区)	前橋市	1月最終日曜日	年番(祭当番)	全町内毎年悪魔祓いをして廻る。			順調	順調	25		中断中	○	H29より中断中
2 中内町の天王祭り	中内町	前橋市	7月下旬	町内小学生(自治会)	小学生男子が神輿を繰り出し、全戸家内安全、無病息災を祈願し、悪魔祓いを行う。			順調	順調	15		順調		
3 西善の天王様	西善町(阿夫利神社)	前橋市	7月下旬～8月	年番(祭当番)	悪魔祓いの神様を祀る。			順調	順調	15		順調		
4 中内町の天道念仏	中内町	前橋市	7月下旬	老人会	聞き伝えによるが、村の長老が無病息災、家内・交通安全と五穀豊穡等を祈願する。			順調	順調	24		順調		
5 東善のお不動様	東善町	前橋市	8月19日	保存会	2日間のうちに公民館に安置してあるお不動様までの道筋に子供が絵を描き入れた燈籠(辻灯籠)にロウソクを灯す。			順調	順調	8		順調		
6 おどり様	千代田町三丁目(立川町熊野神社)	前橋市	11月第1の西の日	熊野神社氏子会	熊野神社の参道や立川町商店街に露店が立ち並び、熊手やその他の縁起物が売られる。			盛況	盛況	27		順調		
7 後閑町の梵天祭	後閑町	前橋市	1月15日	祭り世話人	飯玉神社境内の一番高い木に氏神様がここにあらうことを示すために梵天を掲げる。竹の樫の先に巻物を付け、それに神々のお札を付けたものである。		順調	順調	順調	3		順調		
8 後閑町の天王様	後閑町	前橋市	7月最終の土・日曜日	八坂神社氏子	大正初期より八坂神社の余興として山車、又はマンドウを出して夜祭りで賑わい、現在、氏子会による樽神輿で一巡する。石宮にシメ縄を張り、長い竹竿の先に梵天を掲げ、松の木に結びつける。参加者全員でお祓いをする。			順調	順調	28		順調		
9 亀里のどんどん焼き	亀里町(阿内宿)	前橋市	1月中旬までの日曜日	自治会	あらかじめ作っておいた小屋に、シメ縄飾り、達磨などを集め、燃やす。			盛況	順調	22		順調		
10 下阿内のお獅子様	下阿内町	前橋市	3月中旬	自治会(祭典委員)	新田郡世良田の八坂神社に代参を送り、祈禱祈願し、お札を配り御幣を先頭に太鼓をたたいて町内各戸にお祓いに行く。			順調	順調	25		順調		
11 房丸町の百万遍	房丸町	前橋市	海の日に実施	自治会	直径4m位の数珠を使って、念仏を唱えながら家内安全の御礼とお供物を各戸へ配る。			順調	順調	24		順調		

【例】文化財保護指導員推薦未指定文化財一覧

No.	地区	分野	種類	物件名	年代	所在地	所有者（管理者） 連絡先	現状・課題	備考
1	中央	有民	有民	歌舞伎座引き幕	昭和10年代			昭和16年位まで、美登利会の発表会で引き幕として用いられていた。一時、所在不明であつたが発見されあたご資料館に寄贈。幅1475cm、高さ450cm	昭和12年4月1日、日踊りの会若原会の子供の部発表を祝って後援会が師匠に贈った引き幕。子供会の会が美登利会
2	中央	有民	有民	織（巾に葎）旗	昭和10年代			高さ510cm、巾72cm	娘が入門したので父親が師匠に寄贈したのぼり旗。（父親は呉服業をしていたそう）
3	中央	有形文化財	歴史資料	前橋工業見番芸者目録（248人）正、半玉全部含む	昭和7年			額縁に入れて保管（汚れシミあり）	
4	総社・清里	有形文化財	建造物	光厳寺（本堂・庫裏・長屋門・楼門）	江戸～			本堂は文政3年、庫裏は文化10年、長屋門は天明5年5月、楼門は文化年間、秋元家菩提寺	
5	総社・清里	有形文化財	建造物	熊谷稲荷（社殿）	元禄9年			元禄9年、光厳寺北東の紅葉山古墳上にあつた日枝神社を移築。江戸時代高崎藩の悪政に苦しんだ農民が幕府に直訴し勝訴したことを記念して建立した。	
6	総社・清里	有形文化財	建造物	総社神明宮（遥拝殿）	寛政3年			総社城築城時に伊勢神宮を勧進した。総社大神宮とも称する。寛政3年伊勢神宮の内宮の遥拝殿を移築した。十二脚門で伊勢殿の額が掲げられている。	
7	総社・清里	有形文化財	建造物	植野稲荷神社	鎌倉時代創建			通称一本木稲荷と言われる。本殿は明和7年建立。彫刻は当時の作で美術的価値は高い。太々神楽は市指定無形文化財。	
8	総社・清里	有形文化財	建造物	元景寺山門	文政3年			正面垂木に秋元家の家紋である五ツ木瓜と龍の彫り物。右には鯉。左には鶴亀の彫刻が施されている。	
9	総社・清里	有形文化財	建造物	天明3年供養塔	天明4年			天明3年浅間山の大噴火により上流より押し流されてきた被災者を利根川より引き上げ合葬し供養塔を建立した。	
10	総社・清里	無民	無民	大屋敷三てご雛子	昭和29年			大屋敷地区の古くからの伝統芸能である。戦中、戦後一時途絶えたが、昭和29年地元の有志により復活。毎年秋祭りと秋元歴史まつりに参加している。	
11	総社・清里	史跡	古墳	愛宕山古墳	7世紀前半			7世紀前半の大型方墳。宝塔山古墳、蛇穴山古墳と共に一族の古墳との説がある。石室の大ささは県内有数である。石室内の冢形石棺は県内でも3例しかない貴重な石棺である。	

○前橋市文化財保護条例

昭和38年3月20日

条例第19号

改正 昭和42年3月24日条例第27号

昭和44年3月31日条例第23号

昭和52年12月7日条例第52号

平成8年5月7日条例第8号

平成16年9月15日条例第19号

平成17年3月16日条例第7号

平成20年12月12日条例第48号

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）

第182条第2項の規定に基づき、法及び群馬県文化財保護条例（昭和51年群馬県条例第39号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で前橋市（以下「市」という。）の区域内に存するもののうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（昭52条例52・全改、平17条例7・一部改正）

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

（昭52条例52・平8条例8・一部改正）

(指定)

第3条 前橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、市の区域内に存する文化財（法及び県条例の規定により指定された文化財を除く。）のうち市にとって重要なものを前橋市指定重要文化財、前橋市指定重要無形文化財、前橋市指定重要有形民俗文化財、前橋市指定重要無形民俗文化財、前橋市指定史跡、前橋市指定名勝又は前橋市指定天然記念物に指定することができる。

（昭52条例52・全改、平8条例8・一部改正）

(解除)

第4条 教育委員会は、前条によって指定された文化財が市の区域内に存在しなくなった場合又はその価値を失った場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

(告示及び通知)

第5条 前2条の規定により指定し、又は解除したときは、教育委員会はその旨を告示し、所有者又は権原に基づく占有者に通知しなければならない。

(昭52条例52・全改)

(管理又は修理復旧等の責任)

第6条 第3条の規定によって指定された文化財の管理又は修理若しくは復旧は、所有者又は所有者に代わり当該指定された文化財の管理の責めに任ずべき者(以下「管理責任者」という。)が行うものとする。

(昭52条例52・追加)

(勧告)

第7条 教育委員会は、第3条によって指定された文化財の保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、その管理又は修理若しくは復旧について勧告することができる。

(昭52条例52・旧第6条繰下)

(補助)

第8条 前条の管理又は修理若しくは復旧に多額の費用を要し、所有者又は管理責任者がその負担に堪えないと認める場合その他特別の事由があると認める場合は、市はその経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内において所有者又は管理責任者に補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合、教育委員会はその補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(昭52条例52・旧第7条繰下)

(文化財調査委員)

第9条 教育委員会に文化財調査委員(以下「委員」という。)を置く。

2 委員は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する事項を調査研究し、これらに関し教育委員会に意見を具申する。

(昭 5 2 条例 5 2 ・旧第 8 条繰下)

(委員の定数及び委嘱)

第 1 0 条 委員の定数は 5 人以内とし、教育委員会がこれを委嘱する。ただし、必要に応じて臨時委員を委嘱することができる。

(昭 4 2 条例 2 7 ・一部改正、昭 5 2 条例 5 2 ・旧第 9 条繰下、平 8 条例 8 ・一部改正)

(委員の任期)

第 1 1 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任をさまたげない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭 4 4 条例 2 3 ・一部改正、昭 5 2 条例 5 2 ・旧第 1 0 条繰下)

(委員の解嘱)

第 1 2 条 教育委員会は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員たるに適しない行為があるときは、これを解嘱することができる。

(昭 5 2 条例 5 2 ・旧第 1 1 条繰下)

(委任)

第 1 3 条 この条例を実施するために必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(昭 4 4 条例 2 3 ・旧第 1 3 条繰上、昭 5 2 条例 5 2 ・旧第 1 2 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 3 8 年 4 月 1 日から施行する。

(平 1 6 条例 1 9 ・旧附則・一部改正)

(勢多郡大胡町、宮城村及び粕川村の編入に伴う経過措置)

2 勢多郡大胡町、同郡宮城村及び同郡粕川村を廃し、その区域を前橋市に編入する日前に大胡町文化財保護条例（昭和 4 3 年大胡町条例第 3 号）、宮城村文化財保護条例（昭和 4 2 年宮城村条例第 1 3 号）又は粕川村文化財保護条例（昭和 4 0 年粕川村条例第 5 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平 1 6 条例 1 9 ・追加)

(勢多郡富士見村の編入に伴う経過措置)

3 勢多郡富士見村を廃し、その区域を前橋市に編入する日前に富士見村文化財保護

条例（昭和42年富士見村条例第14号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（平20条例48・追加）

附 則（昭和42年3月24日条例第27号）

この条例は、昭和42年5月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月31日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年12月7日条例第52号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の条例の規定によって指定されている前橋市指定重要文化財、前橋市指定重要無形文化財、前橋市指定重要民俗資料及び前橋市指定史跡は、この条例による改正後の条例の規定により指定されたものとみなす。

附 則（平成8年5月7日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年9月15日条例第19号） 抄

（施行期日）

1 この条例は、平成16年12月5日から施行する。

附 則（平成17年3月16日条例第7号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月12日条例第48号） 抄

（施行期日）

1 この条例は、平成21年5月5日から施行する。